

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社マツオカコーポレーション		コード	3611
提出日	2026/6/11	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催予定の第70回定時株主総会にて社外取締役就任予定の藤井昭光氏を独立役員として指定するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	江島 貴志	社外取締役	○													○		有
2	ニクライ ベーテル	社外取締役	○													○		有
3	藤井 昭光	社外取締役	○													○	新任	有
4	上野 健次	社外監査役	○													○		有
5	岡 耕一郎	社外監査役	○													○		有
6	松本 久幸	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	江島貴志氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。
2	該当なし	ニクライベーテル氏は、金融機関やファンド業界における豊富な経験と見識を有しており、経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。
3	該当なし	藤井昭光氏は、金融機関や事業会社において企業経営や財務会計、ガバナンスに関する豊富な経験と見識を有しており、経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。
4	該当なし	上野健次氏は、繊維事業における高い見識、経営に対する経験・知識を有しており、社外監査役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。
5	該当なし	岡耕一郎氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を有しており、社外監査役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。
6	該当なし	松本久幸氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験を有しており、社外監査役に求められる役割、責務の発揮ができる人材として、適任と判断したことにより独立役員といたしました。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。